

福山市上下水道局週休2日適用工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日適用工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 福山市上下水道局における週休2日適用工事の実施については、福山市週休2日適用工事実施要領（2024年（令和6年）4月25日制定）を準用する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）6月11日から施行する。

附 則

この要領は、2025年（令和7年）7月1日から施行する。